

## 【外来感染対策向上加算】

当院は、院内感染防止対策として以下のような取組みを行っています。

1. 感染管理者である院長が中心となり、職員全員で院内感染発生防止と発生時の速やかな対策を行うことに務めます。
2. 院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に、年2回以上研修会を実施します。
3. 標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、職員全員がそれに沿って院内感染対策を推進します。
4. 抗菌薬については、厚生労働省のガイダンスに則り適正に使用し、治療効果の向上や副作用、耐性菌の減少に努めます。
5. 感染性の高い疾患（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と分けた診療スペースを確保して対応します。また新興感染症発生時には、県や市町村、保健所と連携して感染症患者を受け入れる体制を整えます。
6. 感染対策に関して基幹病院や医師会と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。また地域医師会が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練に参加します。
7. 本取組み事項は院内に掲示し、患者様およびご家族などから閲覧の求めがあった場合にはこれに応じます。